

基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待の未然防止に努め、不幸にも虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への一貫した切れ目のない支援に取り組めます。

主要施策 6-1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-1-1	「子どもの権利条約」の周知	<p>子どもの人権の擁護を進めるために、「子どもの権利条約」の周知・啓発を図ります。また、市内公立小中学校に人権啓発パンフレットを配布します。</p> <p>★市が発行する人権啓発パンフレット「人間は、みんな人間だよね。」の中で、「子どもの権利条約」の内容を紹介しました。</p>	事業の継続	人権・男女共同参画課
6-1-2	児童虐待防止の啓発	<p>児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めます。また、小中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」及び「子どもの人権 110 番周知カード」を配布し、児童虐待防止を啓発します。</p> <p>■広報かまくら、ホームページ、FMかまくら、KCTVなどメディアの活用</p> <p>■子どもの人権 SOS ミニレター配付</p> <p>★全児童生徒へ</p> <p>■子どもの人権 110 番周知カード配布</p> <p>★20,000 枚</p> <p>■パンフレットの配付、ポスターの掲示</p> <p>★児童虐待防止推進月間 広報かまくら、ホームページ、パンフレット、ポスター等で市民への周知を図りました。</p> <p>★「こどもと家庭の相談室」案内パンフレットを市内幼稚園、保育園の全世帯へ配布し、保護者への周知を図りました。</p>	事業の継続	<p>こども相談課 人権・男女共同参画課 1,626 千円 教育指導課</p>
6-1-3	虐待の早期発見と予防	<p>健康相談、健康診査、家庭訪問等、親と子に接するあらゆる場面において、育児不安の軽減、虐待予防に向けた支援を行い、親自身の育児力の向上を図ります。</p> <p>★乳児全戸訪問事業訪問率 95.5% (H20: 83.4% H21: 80.8%)</p>	乳児全戸訪問事業訪問率 92%	市民健康課
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の実施 (重複掲載 1-2-2)	<p>子どもと家庭の福祉並びに児童虐待に関する第一義的相談窓口として幅広い相談の受付を行います。</p> <p>相談・通告への対応に当たっては、児童相談所を始めとする関係機関との連携のもとに取り組めます。</p> <p>★1-2-2 参照</p>	事業の継続	こども相談課
6-1-5	児童虐待防止ネットワーク組織	<p>児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。</p> <p>■鎌倉市要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、援助活動チーム会議の構成で活動</p> <p>★代表者会議 2回</p> <p>★実務者会議 6回</p> <p>★援助活動チーム会議 22 家庭(47 人)37 回</p>	事業の継続	こども相談課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-1-6	養育支援訪問	<p>児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を目指します。</p> <p>■専門的支援 ★83 世帯 236 件 ■日常生活支援 ★7 世帯 130 件 283.0 時間</p>	事業の継続	市民健康課 こども相談課



こどもと家庭の相談室



主要施策6-2 ひとり親家庭への支援の充実

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-2-1	ひとり親家庭相談※	ひとり親家庭の自立や求職等の悩みを解決するため、母子自立支援員等による相談を実施します。また母子自立支援員等の資質の向上により相談内容の充実を図ります。 ★相談件数 735件	事業の継続	こども相談課
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度※	ひとり親家庭の自立した生活に向けて必要なときに生活資金等の貸付けを実施し、経済面での支援を進めます。 ★貸付 2件	事業の継続	こども相談課 200千円
6-2-3	家事支援の実施※	何らかの理由で、一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣します。 ★1件	事業の継続	こども相談課 10千円
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援※	ひとり親家庭が精神的に孤立せず、自立に向けてお互いを支え合う団体活動を積極的に支援します。 ★鎌倉市母子寡婦福祉会へ補助しました。	事業の継続	こども相談課 80千円
6-2-5	緊急保護体制の確保※	保護の必要な母子を、関係機関との連携により、母子生活支援施設等に一時的に保護し、自立支援を行います。 また、児童養護施設において、緊急に一時的な保護の必要な母子に対し、ショートステイ事業を実施します。 ■母子生活支援施設 ★1件 ■ショートステイ事業 ★1件	事業の継続	こども相談課 3,286千円
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成※ (重複掲載1-5)	ひとり親家庭に家賃の一部を助成することにより、その生活の安定と自立の支援を行います。 ★1-5 参照	事業の継続	こども相談課
6-2-7	児童扶養手当 (重複掲載1-6-8)	児童扶養手当法に基づき、母子家庭等に手当を支給します。 ★1-5-9 参照	事業の継続	こども相談課
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金※ (重複掲載1-6-10)	ひとり親家庭等の子どもが大学等に進学するにあたり、支度金を交付します。 ★1-5-11 参照	事業の継続	こども相談課
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成※ (重複掲載1-6-4)	18歳に達した後の最初の3月31日までの児童と、その養育者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。 ★1-6-4 参照	事業の継続	保険年金課
6-2-10	自立支援教育訓練給付金	指定された教育訓練講座を受講・修了した母子家庭の母に対し、給付金を支給します。 ★5件	事業の継続	こども相談課 76千円
6-2-11	高等技能訓練促進費	母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間について、高等技能訓練促進費を支給します。 ★6件	事業の継続	こども相談課 6,980千円

※母子・父子家庭共に利用対象の事業。(※印のない事業の利用対象は母子家庭のみ)

主要施策6-3 障害のある子どもとその家族への支援の充実

事業名	事業内容	方向性	実施主体
6-3-1 相談体制の 推進	<p>特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。</p> <p>■新規相談 ★発達相談 91人 ★言語聴覚相談 115人 ★リハビリ相談 73人 ★小児神経科医師相談 29人</p>	事業の継続	発達支援室 28,701千円
6-3-2 療育関係の 施設の整備	<p>改修計画を含めた施設の在り方を検討しつつ、より充実したバリアフリー化等のニーズに沿って、老朽化した施設の整備を行います。</p> <p>★耐震診断で改修計画を含めた施設のあり方を検討中</p>	事業の継続	発達支援室
6-3-3 統合保育の 推進	<p>特別な支援を必要とする子どもの発達の状態に応じて幼稚園及び保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育の推進に努めます。また、幼稚園での受け入れに対する補助金を交付して特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を支援します。</p> <p>■巡回相談 ★発達相談 115回 291人 ★言語聴覚相談 59回 125人 ★リハビリ相談 35回 70人 ■特別支援保育運営費補助金交付 ★13園 30人</p>	巡回相談・特別支援保育運営費補助金交付の継続	発達支援室 7,014千円
6-3-4 発達支援指 導	<p>言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努めます。</p> <p>■発達支援指導 ★1,234人 ■言語聴覚指導 ★1,032人 ■リハビリ指導 ★708人 ■心理指導 ★35人</p>	事業の継続	発達支援室 (6-3-1に含む)
6-3-5 知的障害児 通園支援	<p>発達（知的発達や運動発達）につまづきのある、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行います。</p> <p>★知的障害児通園施設(相互利用児を含む) 6,031人(通園)</p>	事業の継続	発達支援室 43,824千円
6-3-6 障害者医療 費助成 (重複掲載 1-6-5)	<p>一定程度以上の障害がある障害者の入・通院にかかる健康保険自己負担分医療費(入院時食事代を除く)の全額を助成します。</p> <p>★1-6-5参照</p>	事業の継続	保険年金課
6-3-7 特別児童扶 養手当 (重複掲載 1-6-9)	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、一定の障害のある児童(20歳未満)の父又は母若しくは養育者に手当を支給します。</p> <p>★1-6-9参照</p>	事業の継続	こども相談課
6-3-8 就学相談	<p>特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるよう就学相談の充実に努めます。</p> <p>■就学指導委員会 ★5回実施 ■就学相談 ★随時実施</p>	事業の継続	教育指導課

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-9	特別支援教育	特別な支援を必要とする児童一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、個々のニーズに応じた教育の充実に努めます。 ★3-2-17 参照	事内容の拡業充	教育指導課 42,594千円
6-3-10	保育所での統合保育 (重複掲載 1-4-9)	障害のある子どもの発達の状態に応じて、保育所での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながらともに育っていきけるよう、統合保育の推進に努めます。 ★1-4-9 参照	事業の継続	保育課
6-3-11	障害児のための子どもの家の受入れ (重複掲載 1-4-14)	ノーマライゼーションの観点から、障害のある児童の子どもの家への受入れについて環境を整えます。 ★1-4-14 参照	事業の継続	青少年課
6-3-12	市民啓発	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努めます。 ■出張講演会・全体講演会の開催 ★計6回 参加者数 166人	事業の継続	発達支援室 100千円
6-3-13	児童居宅生活支援費	障害者自立支援法に基づき、福祉サービス（ホームヘルプ、ガイドヘルプ、デイサービス、短期入所）を必要とする障害児（18歳未満）がサービスを利用した場合に、その費用を支給します。（利用者負担あり。ただし上限額あり。） ★障害福祉サービス・地域生活支援サービス 登録者数 82人	事業の継続	障害者福祉課
6-3-14	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、在宅の重度障害児（20歳未満）に手当を支給します。 ★受給資格者数 45人	事業の継続	障害者福祉課 6,486千円
6-3-15	障害者福祉手当	在宅の重度障害児者と一部の中度障害児者に対し手当を支給します。 ★受給資格者数 3,620人(障害者も含む)	事業の継続	障害者福祉課 104,880千円
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成	在宅の重度障害児者に対し、障害者福祉タクシー利用券又は福祉有償運送料金助成券、障害者福祉自動車燃料費助成券を交付します。 ★交付者数 2,057人	事業の継続	障害者福祉課 32,417千円
6-3-17	障害児放課後・余暇支援	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努めます。 毎月定例で、ミュージックタイム、プール活動などの余暇活動を行う団体への補助金交付及び指定管理による事業運営委託を行います。 ■のんびりスペース ★登録者数 87人 開所日数 240日 延 2,092人 7,439時間(1日平均 8,7人) ■障害児活動支援センター ★登録者数 102人開所日数 309日 延 2,055人 6,404時間(1日平均 6,7人)	2施設での実施を継続 未整備地域での検討	発達支援室 18,515千円 鎌倉市障害児等放課後・余暇支援の会 (社福) ほしづきの里

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付	<p>障害児の身体の機能を補い、日常生活を容易にするため、補装具・日常生活用具を交付します。</p> <p>★補装具 交付件数 93 件 ★日常生活用具 交付件数 110 件</p>	事業の継続	障害者福祉課 10,347 千円
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進	<p>関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施します。</p> <p>■発達支援システム推進協議会 ★2 回 ■発達支援システム連絡会議 ★3 回 ■発達支援システム検討部会 ★3 回 ■発達支援システムネットワークケース ★26 ケース</p>	事業の継続	発達支援室 (6-3-1 に含む) 教育指導課
6-3-20	5 歳児すこやか相談	<p>発達障害を含む特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5 歳児すこやか相談」を実施します。</p> <p>■公立保育園、民間保育園、幼稚園で実施 ★計 9 園 対象人数 311 人 (H20: 公立・民間保育園、幼稚園計 3 園 H21: 公立・民間保育園、幼稚園計 3 園)</p>	市内全ての保育所及び幼稚園での実施	発達支援室 (6-3-1 に含む)
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進	<p>障害児者への総合的な行政サービスを提供するため、関係機関と連携し、生涯を通じて一貫した支援を行っていきます。</p> <p>★発達支援室や相談支援事業所との連携を継続</p>	発達支援室や相談支援事業所との連携を継続	障害者福祉課
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援 (重複掲載 1-6-12)	<p>国の施策動向を注視しつつ、あおぞら園知的障害児通園施設利用児童の施設利用料を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>★1-6-12 参照</p>	事業の継続	発達支援室
6-3-23	相談支援	<p>障害者自立支援法に基づき、社会福祉法人及び NPO 法人等の相談支援事業者と連携し、身近な地域で、障害のある子どもの保護者などのそれぞれの状況に合わせた相談に応じます。</p> <p>★市内 3 か所で実施</p>	市内 3 か所での実施を継続	障害者福祉課
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応	<p>言語・行動・知能等の未発達な園児が増加しています。このような園児の早期発見、早期対応の必要に応じてカウンセラーの拡充事業を行います。</p> <p>★1 園</p>	検討	私立幼稚園
6-3-25	統合保育	<p>障害児を受け入れて障害児へのサポートと障害に対する認識と理解を深めます。</p> <p>★23 園中全園で実施 (H20: 23 園中 20 園 H21: 23 園中全園で実施)</p>	実施園の拡大	私立幼稚園
6-3-26	音楽で遊ぼう	<p>障害児者対象の音楽療法を実施（講師は有料で専門家に依頼）します。毎月第 1・第 3 日曜日に午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分。</p> <p>★18 回実施 延 308 名参加（家族 38 名は含まず）</p>	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会

事業名		事業内容	方向性	実施主体
6-3-27	作って遊ぼうぐるるんぱ	障害児を対象に、工作や粘土などを楽しみながらの余暇活動を支援します。毎月第1日曜日午前中。 ★13回実施 延35名	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-28	施設見学	障害児者の保護者を対象に、障害児施設の見学を年1回行います。 ★1回 10人参加	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-29	障害福祉相談員による相談	県から委嘱を受けた相談員による各種相談を行います。毎月第2木曜日、その他必要なとき ★援助活動 559件 ★相談助言活動 263件	事業の継続	※相談員の所属団体 鎌倉市手をつなぐ育成会 鎌倉市身体障害者福祉協会 鎌倉市肢体不自由児者父母の会
6-3-30	プールであそぼう	障害児者を対象に専任の指導者、ボランティアがついて、こもれび温水プールで活動しています。平成17年7月開始。毎月1回。午前10時から成人、11時から児童で実施。 ★11回実施 延51名 ボランティア47名	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-31	かまくらハイジの会	障害児とその家族、ボランティアと一緒に鎌倉近辺の公園で遊んだりハイキングをしたりしています。 ★6回実施 延45名 (家族・ボランティア含む)	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-32	なみっ鼓	福祉センタープレイルームで障害児を対象に、講師を依頼して親子で和太鼓の練習をします。月1回実施。 ★9回 延80名 あおぞら園、鎌倉で発表	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-33	チャレンジャー	小学生対象の作業療法グループ。少人数で、作業療法の先生と楽しく遊びながら体の発達を促す活動をしています。毎月第3日曜日。 ★10回 延44名	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会
6-3-34	体操教室（ムーブメント） (H23新規)	中学生以上の障害児者を対象にした体操教室を実施。音楽に合わせて体を動かしたり、ストレッチをしたり、重度の方から軽度の方まで誰もが参加できる楽しいプログラムです。	事業の継続	鎌倉市手をつなぐ育成会

